

知っていますか？

しょうがっこうおよび義務教育学校

4・5・6年生のみなさんへ

子どもの権利条約

「子どもの権利条約」は1989(平成元)年に国際連合で採択され、日本は1994(平成6年)年に批准しました。世界中の子どもたちが幸せな生活を送るために、人間としてあたりまえに持っている権利をみんなで大切にしようと決めた約束です。

この条約は、みなさんが愛情を受けて健康で幸せに育っていけるよう、大きく分けて4つの権利を守ることを定めています。

生きる権利

毎日ご飯を食べたり、病気やケガをしたときにお医者さんで治療をしてもらったりするなど、「命」が守られて、健康に生活ができる権利。

育つ権利

学校へ行って勉強したり、自由に遊んだり、考えたり、信じたりすることが守られるなど、「自分らしく生きる」ことができる権利。

守られる権利

差別されたり、暴力をふるわれて体や心を傷つけられたり、ほったらかしにされたりすることから守られる権利。

参加する権利

自分の意見を言ったり、みんなでグループを作ったりするなど、「自由に活動をする」ことができる権利。

今、世界では…

「SDGs」とは、すべての人々が平等で豊かに生きられる世界に変えるために掲げられた17の目標です。

2015(平成27)年9月の国連総会で採択され、2030年までに達成することを目指しています。

この中には、子どもたちが幸せになっていくための主な目標として「1 貧困をなくそう」「3 すべての人に健康と福祉を」「4 質の高い教育をみんなに」などがあります。

SDGs (持続可能な開発目標)

世界を変えるための17の目標

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



ロゴ：国連広報センター作成

こ けん り 子どもの権利をまもるために

にっ ぽん と く 日本での取り組み

にっ ぽん しょう わ ねん じ どう けん し ょう
日本では、1951(昭和26)年に「児童憲章」
が定められ、子どもを守るためにいろいろな法
律が作られました。

★「いじめ防止対策推進法」

2013(平成25)年に、いじめを禁止したり、
学校や先生たちと保護者・地域の人・児童相談
所などが連携して、いじめを防止したり、早く
見つけて対応することを定めています。

★「児童虐待防止法」

2000(平成12)年に、子どもに対する虐待の
禁止と子どもの保護を定め、2019(令和元)年6
月には、保護者や先生、周りの大人たちによる
子どもへの体罰を禁止することも加わりました。



お や ま し と く 小山市の取り組み

がっこう まいにち がっこう せい かつ なか じん けん そん ち ょ う
学校では、毎日の学校生活の中で、人権を尊重
する心や生命を尊重する心を大切にしています。

★悩みや困ったことがあった時には、学校に
いる「生活相談員」や「スクールカウンセラー」に
相談してください。

★いじめをなくすために、子どもたちによる「い
じめゼロ子どもサミット」や大人たちによる「小
山市いじめ等防止市民会議」を開催して、いじめ
撲滅のための話し合いをしています。

★児童虐待防止のために、「オレンジリボンたす
きリレー」を開催したり、「スクールソーシャルワ
ーカー(SW)」が学校を訪問したりしています。

な や こ ま そう だ ん 悩んでいること、困ったことがあったら相談してね！

みなさんの身の回りで、子どもの権利のことで困ったことがあったら、一人で悩まずに必ず相談してく
ださい。みなさんの権利を守るためにどうしたらよいかを聞いてくれます。どんな小さなことでも、気軽
に相談してください。

こ じん けん ばん ほう ぶ しょう
子どもの人権 110 番 (法務省)

0120-007-110

(全国共通・無料ダイヤル)

じ かん こ ども もん ぶ かがく しょう
24 時間子供 SOS ダイヤル (文部科学省)

0120-0-78310

(全国共通・無料ダイヤル)

こ じん けん
「子どもの人権 SOS ミニレター」

(切手はいりません)

くに じん けん まも き かん ほう ぶ しょう
国の人権を守る機関(法務省)では、「SOS ミニレター」を全国の小・
中学生に配っています。

もし、みなさんがいじめにあたり、体罰や虐待などを受けて困ってい
たら、「ミニレター」を送ってください。必ず返事がきます。

はっ ち ょ う お や ま し やく し ょ じん けん す い し ん か
発行 小山市役所人権推進課

お や ま し こ う し き
小山市公式ホームページ

TEL 0285-22-9292 FAX 0285-22-8972

URL <http://www.city.oyama.tochigi.jp/>

2020(令和2)年3月 発行